

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面的に施行され、地方公共団体は健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになりました。この比率は、財政状況を明らかにし必要な場合は早期改善を促すために算定するもので、比率のいずれかが基準以上になった団体は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられました。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

指 標	龍郷町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	9.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※赤字額がないため実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示しています。

※将来負担比率が算定されないため将来負担比率は「—」で表示しています。

令和3年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
生活排水処理事業特別会計	—	

※資金不足額がないため資金不足比率は「—」で表示しています。

用語解説

■実質赤字比率

一般会計を対象に実質赤字が標準財政規模に占める割合。15%以上で財政健全化団体、20%以上で財政再生団体となります。

■連結実質赤字比率

全会計を対象に実質赤字が標準財政規模に占める割合。20%以上財政健全化団体、30%以上で財政再生団体となります。

■実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合。一部事務組合（大島地区消防組合・大島地区衛生組合等）への負担金や公営企業会計（簡易水道・生活排水処理）に対する繰出金のうち公債費相当分も要素に加えられます。18%を超えると地方債を発行する際に国の許可が必要となります。

■将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。350%以上で財政健全化団体となります。

■資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が事業規模に占める割合。20%以上で経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定しなければなりません。

■標準財政規模

地方公共団体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源を示す指標。